

当薬局の行っているサービス内容について

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料 1	当薬局は調剤基本料 1 の施設基準に適合する薬局です。

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

連携強化加算に関する事項	
連携強化加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 <ul style="list-style-type: none">・ 第二種指定医療機関の指定・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティ全般に対する対応・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売

医療 DX 推進体制整備加算に関する事項	
医療 DX 推進体制整備加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 <ul style="list-style-type: none">・ オンラインによる調剤報酬の請求・ オンライン資格確認を行う体制・活用・ 電子処方箋により調剤する体制・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料	<p>当薬局には以下の基準を満たす、かかりつけ薬剤師が在籍しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保険薬剤師の経験3年以上・ 週 32 時間以上の勤務・ 当薬局へ 1 年以上の在籍・ 研修認定薬剤師の取得・ 医療に係る地域活動の取組への参画 <p>患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。</p>
----------------------------	---

在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

在宅患者訪問薬剤管理指導料	<p>在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。</p> <p>在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。</p> <p>ご希望される場合お申し出下さい。(担当医師の了解と指示等が必要です)</p> <p>※1 点=10 円 10 点=10 円(1 割負担)30 円(3 割負担)自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。</p>
---------------	---

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に関する事項

利用料金	<p>営業日及び営業時間</p> <p>月・火・水・金・土曜:9 時 00 分～18 時 30 分</p> <p>木曜:9 時 00 分～19 時 30 分</p> <p>休み:日曜・祝日</p> <p>※なお緊急時は上記の限りではありません。</p> <p>※1 単位=10 円 10 単位=10 円(1 割負担)30 円(3 割負担)自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。</p> <p>宮城県知事指定介護事業所 番号 0445141559 号</p>
------	---

居宅療養管理指導の運営規程および重要事項	
(事業の目的) 第1条	<p>1. 当薬局(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。</p> <p>2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。</p>
(運営の方針) 第2条	<p>1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。</p> <p>2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。</p> <p>3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険薬局であること。 ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。 ・ 麻薬小売業者としての許可を取得していること。 ・ 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。 ・ 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。
(従業者の職種、員数) 第3条	<p>1. 従業者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。 ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。 ・ 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。 <p>2. 管理者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤の管理者 1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。
(職務の内容) 第4条	<p>1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。</p> <p>2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。</p>
(営業日および営業時間) 第5条	<p>1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始を除く。</p> <p>2. 通常、月・火・水・金・土曜の 9 時 00 分～18 時 30 分、木曜日の 9 時 00 分～19 時 30 分までとする。</p>

	3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。
(通常の事業の実施地域) 第 6 条	1. 通常の実施地域は、青葉区などの概ね片道 16Km 以内の区域とする。
(指定居宅療養管理指導等の内容) 第 7 条	<p>薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫) ・薬剤服用歴の管理 ・薬剤等の居宅への配達 ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導 ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避 ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置 ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認 ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言 ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価 ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導 ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言 ・在宅医療機器、用具、材料等の供給 ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需 ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)
(利用料その他の費用の額) 第 8 条	<p>1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。</p> <p>2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。</p>
(緊急時等における対応方法) 第 9 条	居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。
(苦情申立窓口) 第 10 条	<p>当事業所のサービス提供にあたり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡先:0224-63-2445 ・担当者:瀬戸 裕一
(虐待の防止のための措置に関する事項) 第 11 条	<p>当薬局は、ご利用者様の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げる通り必要な処置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止に関する責任者を選定する。 ・苦情解決対策を整備する ・従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。 ・サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)との間で虐待を受けたと思われる案件を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報する。

(その他運営に関する重要事項) 第 12 条	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。 2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。 4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。 5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
---------------------------	---

カリン薬局	管理薬剤師 : 高田 秀之
所在地:宮城県仙台市青葉区八幡町 4-2-10-101	TEL:022-301-2141(転送電話:24 時間対応) FAX:022-301-2142

※「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。(自己負担金の有無に関わらず、全員に発行致します)

明細書には、使用した薬剤の名称等が記載されるものですので、その点を御理解いただき、発行を希望されない方は、お申し出下さい。

※療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する掲示義務等

<薬剤の容器代>

噴霧式点鼻容器代 80 円